

# 鳴門市総合計画審議会条例

平成十五年十月六日

条例第四十二号

## (設置)

第一条 市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定及びその実施に関する重要事項を調査、審議するため、鳴門市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (組織)

第二条 審議会は、委員三十名以内をもつて組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 関係団体の代表者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 その他市長が必要と認める者

## (任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、前条第二項第二号及び第三号の委員がその職を失った場合は、任期中であつても委員の職を失うものとする。

## (会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長一名及び副会長二名を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序により職務を代行する。

## (会議)

第五条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつてこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係者の出席等)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、企画課において行う。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年三月三十一日条例第一六号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三十一日条例第一七号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年三月三〇日条例第七号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成二十三年三月二十九日条例第三号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。